『撫粤政略』巻四、符檄二、「設約宣講」

設約宣講

為議設約所宣講上諭事。照得,人性皆善,各有良知良能。惟因習染所汗,遂昧本心本體。是以欽頒上諭十六條,俾小民咸知廉恥,崇尚禮儀,則孝悌忠信之心油然而生矣。所屬雖有遵行,惟恐視為虛套,合行酌議立約講解,以隆聖化為此牌,仰該司官吏,照牌事理,即便會集在省司道府廳縣各官并紳衿耆老人等公同酌議,於東西南北四出,查有寬廠菴觀寺廟,或空閑無礙房屋,各處設立鄉約一所,諭令廣府南番三學教官,選擇德行兼優學問淵博生員,每學各六名,專司講解。仍於四處,每處選舉齒德並茂,不愧月旦之評者四人,立為約長,約中諸事責成料理。每月初二十六日,聚集遠近紳衿士庶諸色人等,恭聽開講。其講解生員須要熟諳官話聲音弘亮。將上諭十六條分別次第,逐句逐字,體認貫通,加以引誘譬喻,務使賢愚共曉,正人心而厚風俗,尊上諭以勵臣工,所關誠匪細故。其司道府廳縣各官四處不能遍到,應酌議分頭督講,并候本院屆期酌量按臨,其一切應行并未盡事宜,該司採集眾論,覆加確酌,轉詳本院核奪,仍通行各屬,一體遵行毋忽。

康熙二十四年十一月

[語釈]

符檄　　符＝盖有官府印信的下行公文的一种。谓向下属发出命令或通知。符牒=符移关牒等公文的统称。檄＝ふれ、さとしぶみ。

習染＝ならわしになり、身につく。汗＝よごす、けがす。昧＝くらい、道理がわからない、おろかな。

上諭十六條：別添資料

油然＝雲などがさかんにわき起こるさま。虚套＝内容のない決まり文句。合行＝まさに云々すべし。令文において全文を収束させる言葉。即便＝すなわち、すぐに。

司道＝清代、布政使・按察司・鹽運司の三司と糧道をいう。廳＝清代于新开发地区设厅,与州,县同为地方基层行政机构。

寛廠＝廠は廠の俗字。屋根だけで、壁のない家、しごとば、みせ。寛はひろい、家が広い。

礙ガイ＝さまたげる。淵博＝学問、見聞などが深くて広い。

茂＝しげる、さかん、すぐれる。

月旦之評＝〔月旦〕指旧历每月初一。指月旦评。〔月旦评〕谓品评人物。

料理=安排,处理。整治,整理,指点,教育

责成=指令专人或机构负责完成任务。责任。官话=元明以来泛指通行较广的北方话,其中心是北京话。

諳＝そらんじる。しりつくす。十分に心得ている。弘亮=洪亮(声音大),响亮(声音宏大)。

体認＝しかと認める。十分に会得すること。
貫通＝つらぬき通す。
譬喩＝たとえる、たとえ。
暁＝さとる、さとし　　細故＝ささいな事柄
誠匪＝匪はわるもの、あらず。誠実なことと悪いことか？
励＝はげむ、はげます。
按临=巡视

考察
・康熙二十四年、李士楨が、約所を設けて、上諭十六条を宣講する文書を発布。
・省、司道（布政使・按察司・鹽運司の三司と糧道）、府、廳、県各行政官庁の官僚が紳衿、耆老人らと協議。各領域の東西南北四所に郷約所を設立。
・郷約所では、生員が上諭を講解。約長は約内の行政を担当。

『撫粤政略』巻四、符檄二、「飭禁夜行」

飭禁夜行

爲禁止夜行事。照得、省會五方雜居、商民輻輳、恐有奸盗之徒機乘昏夜妄行爲非。本院現在委官分途按更不時巡緝外、合行出示禁約、爲此示諭、城廂内外士民兵役人等一體知悉、每晩遇定更後、各街保甲即將柵欄關鎖、敲梆巡邏、不分諸色人等、一概不許擅自行走。如間有各衙門緊急軍務、或一人、或二三人、必須手持燈火、據實說明、尤必有印牌憑據、方許驗實放行。至于夜間延醫生産等事、許執本人一家牌並燈籠、驗明有據亦即開放、如有數過三人以外、或無燈暗行、身無牌驗者、或夤夜無故恃強闖柵者、許看守里甲人等立時鳴鑼會眾擒拿、解赴地方官審明、解院究處。倘疏忽容隱、致有強竊奸盗事情生發、定行挨查守柵之人重責枷號、斷不輕宥。

康熙二十二年二月

語釈

夤夜…深夜。

解赴…護送する。

究處…処分を追究する。

考察

夜間の通行を禁じる命令。城廂内外においては、定更（一更から五更？）後、柵欄が閉じられ、あらゆる人々の往来が制限された。各街保甲は柵欄の施錠と巡邏、違反者の逮捕の義務を課され、事件が起こればその責を問われた。各衙門の緊急の軍務に際しては「印牌、憑據」を、急病や出産などでは「一家牌」を保持し、少人数での通行に限り、取り調べの上、通行が許可された。

『撫粤政略』巻六、文告、「分別住行貨税」

原文
分別住行貨税
為分別牙行以恤商困事。照得税課關乎軍需，定例不容遺漏。裕課必先恤商，抽收皆本章程，未便一絲多取，重復徵求也。近本院會同督理關部，凡係通商裕課之事，無不竭力講求，期于至當。如省城、佛山，舊設税課司徵收落地住税，今設立海關徵收出洋行税。地勢相連，如行住二税不分，恐有重復影射之弊。今公議設立金絲行、洋貨行兩項貨店。如來廣省本地興販一切落地貨物，分爲住税報單，皆投金絲行，赴税課司納税。其外洋販來貨物及出海貿易貨物，分爲行税報單，皆投洋貨行，侯出海時，洋商自赴關部納税。誠恐各省商人不知分別牙行近例，未免層叠影射，至滋重困。除關部給示通飭外，合行出示曉諭。爲此示仰省城佛山商民牙行人等知悉。嗣後如有身家殷實之人願充洋貨行者，或呈明地方官承充，或改換招牌，各具呈認明給帖。即有一人願充二行者，亦必分別二店，各立招牌，不許混亂一處影射，朦混商課，俱有違礙。此係商行兩便之事，各速認行招商，毋得觀望遲延，有誤生理。其各處商人來廣，務各照貨投行，不得重復納税，自失生計。倘被奸牙重收，該商即赴本院喊稟追究。或此後行情有遲速，行價有貴賤，俱聽各商從便移行貿易。若收税巡攔人等需索生事，多取火耗秤頭，亦稟知，查究不貸。
康熙二十五年四月

語釈
關部：粤海関監督のこと。『粤海関志』巻七、468 頁。
落地住税：坐商（固定的な場所で経営する商人）に対して、その仕入れる商品の数量によって課す税金。
海關：康熙二十四年に一人の粤海関監督を設置した。『粤海関志』巻七、430 頁。
出洋行税：行商に対して課される税金。「凡徴税、関各頒其則、契而樹於市、令商自注于冊而輸課、遂給以単。」『粤海関志』巻八 533 頁。
影射：『六部成語注解』「以甲為乙，以乙為甲，从中克落肥己」。
興販：売買。
報單：貨物を運送する際に用いた税金報告書。
示：諭、示、告示など文書。
具呈：呈文を具える。
帖：牙帖。牙商あるいは牙行が政府から貰った営業許可。
生理：生計。
巡攔：焦竑『玉堂叢語』「二十三年、命楊靖榜諭各処税課司局巡攔、令許所弁額課日逐巡弁、収於司局、按季交与官攢、出給印信収票。」

内容
軍事費をまかなうために、政府は商業税の徴収を重視する。以前、広州と仏山に税課局を置いて、落地住税を徴収するが、今海関を設置して、出洋行税を徴収する。二つの種の税金を徴収する際に、弊害を避けるために、二つの種の貨店を設置する。商人はこの二つの貨店で貨物を荷揚げ、分別的に税金を納める。この区別政策を厳重に行うため、貨店（牙行）と商人を知らせて、違反の事があれば、厳しく処罰する。

備考

『大清律例』
『粤海関志』
Hosea Ballou Morse, Chronicles of the East India Company Trading to China 1635-1834
梁嘉賓『広東十三行考』

『撫粤政略』巻三、符檄一、「恤理囹圄」

恤理囹圄

爲清查獄犯事。照得，囹圄之設原爲拘禁罪囚。法固難寛。然而淹滯濫羈又當留心清理。値此炎歊塵黩之時，牢獄易生災疫，倘致無辜瘐斃，豈不有干天和。頃本院下車以來，見各屬申報獄犯患病瘐死者不一而足，且値詔赦新頒，又奉熱審恩例。兼之粤省獄案先因監斃甚多，曾經刑部咨行嚴飭在案。更不容膜視而不加意清理也，合行嚴飭。爲此牌仰該司道府，照牌事理，即將司府獄見監人犯，并轉行各州縣一體確査，除事關欽案及真正人命、強盗、叛逆、通海重情，併事涉逃人、貪蠹當赦不宥等犯仍行監禁，雖其作孽難原，亦不忍由我速斃，務令獄卒掃除污穢，洗刷刑具，飲食給發以時，遇病撥醫調治，嚴加防範，仍速審具詳外，其餘各衙門一切發收監倉，候結輕犯，應召保者即行召保，應釋放者立刻釋放，俱照熱審定例遵行，毋得概行濫禁，仍分別情罪事由，開造清冊，限三日呈送，以憑稽核。倘仍前玩忽不加體恤，以致人犯患病瘐死者，定將該管各官題參，嚴拿繼承、獄卒重處，決不輕貸。

康熙二十一年五月　日

語釈

囹圄：監獄。同治『広東通志』巻一百二十九、建置略五に「按察使司署、在提督学院西。（中略）国朝初、遷于外城高第街。康熙二十三年遷復各衙門、復即内城旧址重建。」とあり、その注に「謹按按察司司獄及獄在外城高第街。」とある。また、同巻に「南海県署、隋時建在郡城西北蘭湖里。（中略）国朝順治八年、知県鐘人鏡建于新城晏公街。康熙二十二年遷復旧城。」とあり、その注に「中為大堂、堂之左為耳房庫、儀門外東為県丞署、予備倉、西為典史署。又西為監獄。」とあり、按察司署や県衙門など各レベルの衙門にそれぞれ監獄が置かれていたことがわかる。

淹滯：久しく留めること

濫羈：みだりに拘留すること。

炎歊：暑熱。

瘐斃：獄中で飢えや病によって死ぬこと。

詔赦；赦免の詔書。

熱審：明清時期には毎年小満（新暦五月二十、二十一、二十二日のいずれか）の後十日より立秋の前一日（立秋が旧暦の六月中にあるときは七月一日）までの期間は、暑熱であることを理由に流徙笞杖などが減免された。これを熱審という。その制度は明代永楽二年に始まり、始めは軽罪に限られたが、のち拡大された。清もその制にならう。『明史』巻九十三刑法二、『清史稿』巻一百四十四、刑法三を参照。

膜視；軽視する。

召保；保証人を探す。

玩忽；法や職務をないがしろにする。

継承；書吏頭

考察
中央から出された熱審の命令を受け、また劣悪な監獄の環境から刑の執行を待たず獄中で病に倒れる者が続出している状況を受けて、按察司や各道府州県に対し、監獄を清潔にし、食事をきちんと与え、病人に対しては医者の診察を受けさせるなど、獄内の環境を整えること、また審理を速やかにし、濫りに犯人や証人を監獄に拘留しないこと、熱審の制に従って、重罪人を除き、対象者を速やかに解き放つことを厳命した。

『撫粤政略』巻六、文告、「禁奸漏税」

原文
為再禁奸徒違旨漏税、并飭店牙容隠扶同，以絶私通，以裕餉課事。照得澳門貿易一案，當經部司踏勘形勢，議將西洋國貨物在邊界旱路處所貿易，其本國商民亦由旱路至界交易等語。奉旨，依議，旱路准其貿易，其水路貿易，俟滅海賊之日，着該督撫題請。欽遵，在案。今訪有不法奸徒乘駕大船潛往十字門海洋，與彝人私相交易，有由虎門、東莞而偷運入省者，有由上漭頭、秋風口、朗頭，以抵新會等處，而偷運回柵下、佛山者。既悖旨而走洋，復私通而漏税。查刑部現行事例，凡拿獲出海貿易者，將貨物家產一半入官，一半給予拿獲之人。又開奸商自逆賊接壤處所販賣違禁等項，本犯即行處斬，妻子家口入官，所獲貨物盡行賞給拿獲之人，此皆題奉嚴旨，申飭在案。至於經紀店牙，為買賣關鍵，商貨居停其間，去跡來蹤，是否私販，斷難瞞卸。知情不舉，連坐何辭，合行申明禁飭。爲此示，仰來往客商店牙經紀人等知悉，嗣後唐洋貨物，務須凜遵嚴旨，在於香山澳門旱路界口互相交易，將應納税銀照貨先赴提擧司投納，各取印信税票收執為憑。及至下店發賣，本處店牙經紀，俱要先驗明税票，方許下載轉售。其無税票者，即係漏税私貨。或貨多而票數少開，票數與貨數不符，亦是漏税，情弊俱應立刻密報該地方官，或赴院稟首，以憑嚴拿審究。將亡命奸商按依新例，搜勘問罪，題請處分，將伊貨物家產，分別全半，如數給予出首之人，信賞如例。若店牙經紀容隠扶同，不即舉報，或被旁人首發，或經本院查獲，除先拿重治外，仍行併入彈章，一體連坐。事関防範奸通，剔釐漏税，法難輕縱，毋視泛常，各宜慎之。特示。
康熙二十一年七月　日

語釈
十字門：澳門の水域の名前。『澳門記略』の地図と記事
扶同：（悪事に関して）一緒にする
下店：宿屋に宿泊する
「不法奸徒乘駕大船潛往十字門海洋，與彝人私相交易」彝人か夷人か
稟首：稟は報告する。首は告発する。
海賊、逆賊：台湾鄭克塽（永暦三十六年）のこと。康熙二十三年鄭克塽降服。二十四年海禁が廃棄された。四つの海関（江、浙、閩、粤）を設置する。

内容
脱税と密貿易を禁止するためにこの命令を下した。澳門における貿易は陸路交易のみであり、水路貿易が禁止された。しかし、不法の悪党は十字門の海域で外国人と交易し、脱税する。現行の刑部事例により、処罰の規定を明確した。また、仲買人や店舗や牙行に厳しく命令し、彼らに納税証明書を調べるや密貿易を告発する義務をつけた。彼らは告発の功績があれば必ず賞を与える。悪党を匿える場合、彼らを逮捕して罪を処罰する。

備考
『刑部現行則例』三卷 清康熙十九年 官 撰 （中國珍稀法律典籍集成丙編第三册）
吳壇著、馬建石、楊育棠校『大清律例通考校注』北京：中國政法大學出版社，1992。
印光任、張汝霖『澳門記略』乾隆十六年

『撫粤政略』巻四、符檄二、「設約宣講」

設約宣講

為議設約所宣講上諭事。照得,人性皆善,各有良知良能。惟因習染所汗,遂昧本心本體。是以欽頒上諭十六條,俾小民咸知廉恥,崇尚禮儀,則孝悌忠信之心油然而生矣。所屬雖有遵行,惟恐視為虛套,合行酌議立約講解,以隆聖化為此牌,仰該司官吏,照牌事理,即便會集在省司道府廳縣各官并紳衿耆老人等公同酌議,於東西南北四出,查有寬廠菴觀寺廟,或空閑無礙房屋,各處設立鄉約一所,諭令廣府南番三學教官,選擇德行兼優學問淵博生員,每學各六名,專司講解。仍於四處,每處選舉齒德並茂,不愧月旦之評者四人,立為約長,約中諸事責成料理。每月初二十六日,聚集遠近紳衿士庶諸色人等,恭聽開講。其講解生員須要熟諳官話聲音弘亮。將上諭十六條分別次第,逐句逐字,體認貫通,加以引誘譬喻,務使賢愚共曉,正人心而厚風俗,尊上諭以勵臣工,所關誠匪細故。其司道府廳縣各官四處不能遍到,應酌議分頭督講,并候本院屆期酌量按臨,其一切應行并未盡事宜,該司採集眾論,覆加確酌,轉詳本院核奪,仍通行各屬,一體遵行毋忽。

康熙二十四年十一月

語釈

符檄　　符＝盖有官府印信的下行公文的一种。谓向下属发出命令或通知。符牒=符移关牒等公文的统称。檄＝ふれ、さとしぶみ。

習染＝ならわしになり、身につく。汗＝よごす、けがす。昧＝くらい、道理がわからない、おろかな。

上諭十六條：別添資料

油然＝雲などがさかんにわき起こるさま。虚套＝内容のない決まり文句。合行＝まさに云々すべし。令文において全文を収束させる言葉。即便＝すなわち、すぐに。

司道＝清代、布政使・按察司・鹽運司の三司と糧道をいう。廳＝清代于新开发地区设厅,与州,县同为地方基层行政机构。

寛廠＝廠は廠の俗字。屋根だけで、壁のない家、しごとば、みせ。寛はひろい、家が広い。

礙ガイ＝さまたげる。淵博＝学問、見聞などが深くて広い。

茂＝しげる、さかん、すぐれる。

月旦之評＝〔月旦〕指旧历每月初一。指月旦评。〔月旦评〕谓品评人物。

料理=安排,处理。整治,整理,指点,教育

责成=指令专人或机构负责完成任务。责任。官话=元明以来泛指通行较广的北方话,其中心是北京话。

諳＝そらんじる。しりつくす。十分に心得ている。弘亮=洪亮(声音大),响亮(声音宏大)。

体認＝しかと認める。十分に会得すること。
貫通＝つらぬき通す。
譬喩＝たとえる、たとえ。
暁＝さとる、さとし　　細故＝ささいな事柄
誠匪＝匪はわるもの、あらず。誠実なことと悪いことか？
励＝はげむ、はげます。
按临=巡视

考察
・康熙二十四年、李士楨が、約所を設けて、上諭十六条を宣講する文書を発布。
・省、司道（布政使・按察司・鹽運司の三司と糧道）、府、廳、県各行政官庁の官僚が紳衿、耆老人らと協議。各領域の東西南北四所に郷約所を設立。
・郷約所では、生員が上諭を講解。約長は約内の行政を担当。

参考資料

○　　九月庚寅

○

・欽定四庫全書、雍正刊廣東通志卷七、編年志、國朝紀二
康熙十八年己未夏六月、頒聖諭十六條至粤。每月朔望、有司集紳士兵民端肅。宣講條目恭載典謨志。
・欽定四庫全書、雍正刊廣東通志卷一、典謨志
聖祖仁皇帝上諭十六條。敦孝弟以重人倫篤宗族以昭雍睦和鄉黨以息爭訟重農桑以足衣食尚節儉以惜財用隆學校以端士習黜異端以崇正學講法律以儆愚頑明禮讓以厚風俗務本業以定民志訓子弟以禁非為息誣告以全善良誡匿逃以免株連完錢糧以省催科聯保甲以弭盜賊解讐忿以重身命、康熙十八年
・大清世宗敬天昌運建中表正文武英明寛仁信毅大孝至誠憲皇帝聖訓卷九
雍正二年甲辰二月丙午初、聖祖仁皇帝御製上諭十六條、頒示八旗及直省兵民人等、自綱常名教之際、以至耕桑作息之間、本末精粗、公私鉅細、各舉要領、垂訓萬世、上以各條遵行日久慮民或怠宜申誥誡以示提撕廼復尋繹其義推衍其文共得萬言名曰聖諭廣訓竝製序文刋刻成編頒行天下序文曰書曰每歲孟春遒人以木鐸徇於路記曰司徒修六禮以節民性明七教以興民德此皆以敦本崇實之道為牖民覺世之模法莫良焉意莫厚焉我聖祖仁皇帝久道化成德洋恩溥仁育萬物義正萬民六十年來宵衣旰食祗期薄海内外興仁講讓革薄從忠共成親遜之風永享昇平之治故特頒上諭十六條曉諭八旗及直省兵民人等自綱常名教之際以至於耕桑作息之間本末精粗公私鉅細凡民情之所習皆睿慮之所周視爾編氓誠如赤子聖有謨訓明徵定保萬世守之莫能易也朕纘承大統臨御兆人以聖祖之心為心以聖祖之政為政夙夜黽勉率由舊章惟恐小民尊信奉行久而或怠用申誥誡以示提撕謹將上諭十六條尋繹其義推衍其文共得萬言名曰聖諭廣訓旁徵遠引往復周詳意取顯明語多直樸無非奉先志以啓後人使羣黎百姓家喻而戸曉也願爾兵民等仰體聖祖正徳厚生之至意勿視為條敎號令之虚文共勉為謹身節用之庶人盡除夫浮薄囂陵之陋習則風俗醇厚家室和平在朝廷徳化樂觀其成爾後嗣子孫竝受其福積善之家必有餘慶其理豈或爽哉

『撫粤政略』巻四、符徴二、「修藍關廟」

修藍關廟

爲飭修廟宇事。照得文昌帝君主持文教，救災拯厄、孝友德隆、慈仁歴著於仕途，積善好施，功德彌綸於寓内，居上天之奎宿，煥名世之文章。自昔共尊，於今爲盛。韓文公，望重斗山，風師百世，文起八代之衰，道濟天下之溺，潮陽驅鱷遺澤猶存。凡此聖賢皆與日月爭光，同天壤不朽。昨本院巡視邊海，至惠州長樂縣，經由藍關嶺，覽古憑吊，有文帝、文公廟在焉。相傳夕貶潮陽經行處也。當日諫迎佛骨排斥異端。雖忠難悟主，至今凜凜猶有生氣。惜年久傾頽，興修事不可緩。但聖賢之品詣有分，而年代之先後亦別査。文帝與文公，一為聖，一為賢。一在周，一在唐。則文帝應位置中央或另建專祠一座。豈可附於文公廟側，有褻體統（統）。至於藍關，嶺高險峻，行人攀躋而至頂，必欲息喘以定氣，自宜造一茶亭，以為往來休憩就陰之所，仍俾僧人施茶解渴，此亦博濟端倪，非類桑門因果。今本院量捐銀五十兩，首先捐助，專委興造。爲此牌仰龍川縣官吏，即便倡捐，鳩工庇材，擇吉興修，特建文帝廟宇，供奉香火，併修整文公廟貌，裝餙（飾）舊像，輪奐聿新，以示風勵。立限竣工，妥侑神靈，庶登臨興感，而一方之勝事畢舉矣。仍俟落成之日，具文回報，毋違。

康熙二十二年七月　日

語釈

藍関廟：『広東図説』巻二十八、竜川三に「藍関。城東南七十裏、有藍関汎。東界長楽県。」とあり、道光『広東通志』巻一百四十七、建置略二十三、壇廟三に「韓文公祠。在藍関通衢。康熙十八年知県陳肇昌重建、嘉慶二十年布政使趙慎畛檄、知県馮晋恩重修。」とある。

弥綸：覆う。総括する。貫通する。

奎宿：二十八宿のひとつ。西方白虎七宿の第一宿であり、十六の星よりなる。文運と文章を司る。

韓文公：韓愈のこと。韓愈は唐の人。字退之、文公と諡される。元和間に当時の皇帝憲宗を諫めて潮州刺史に貶された。

斗山：北斗と泰山。

文起八代之衰，道済天下之溺：蘇軾『潮州韓文公廟碑』に「自東漢以来、道喪文弊、異端併起。暦唐貞観、開元之盛、輔以房、杜、姚、宋而不能救。独韓文公起布衣、談咲而麾之、天下靡然従公、復帰於正、蓋三百年於此矣。文起八代之衰，道済天下之溺。忠犯人主之怒，而勇奪三軍之帥。此豈非参天地，関盛衰，浩然而独存者乎？」とある。韓愈は修辞的な文章を廃し、漢代以前の文章にたち戻る古文復興を提唱した。

潮陽駆鰐：韓愈は潮州刺史在任中、湫水に出没する鰐の害を除いた。『旧唐書』巻一百六十、韓愈の伝を参照。

藍関嶺：藍関とは藍田関のこと。今の陝西省藍田県の東南にある。韓愈は潮州に向かう途中、この藍関を通過し、「左遷至藍関示姪孫湘」と題する詩を残している。雍正『広東通志』

巻十一，山川に「黄土嶺。在城西十五裏。高五十丈、周囲五裏。近長楽境、東西之通道也。藍関在此上。有韓文公廟。」とあり、韓愈の故事にちなんで藍関と名付けられたのであろう。
覧古：旧跡を遊覧する。
憑吊：名所旧跡を見、いにしえの人、ものに思いをはせる。
品詣：品行
端倪：辺縁、界限。困窮するひと。
桑門：僧侶のこと。
廟貌：廟宇や神像のこと。
輪奐：建物が数多く、立派なこと。
風励：鼓舞激励。
妥侑：妥は安坐、侑を勧めること。転じて酒を勧めるの意。ここでは神位に酒をささげることをいうのであろう。
登臨：山に登り、水辺を臨む。

内容
広東省恵州府龍川県藍関における文昌廟および韓文公廟の修築事例。合祀されていた両者を分かつとともに、新たに文昌帝君のために専祠を建てて中央に置き、祭祀における序列を正した。

『撫粤政略』、巻四、符檄二、「崇修庠序」

崇修庠序

爲飭修學宮事。竊惟先師孔廟乃儀型風化之基，興賢育才之地。由歴代以迄今，茲自國學而及鄉校莫不高上共仰大典彌昭。羊城舊址分越臺之形勝，萃南海之菁英。理學則有陳湛諸先輩，事業則有崔梁諸鉅公。孰非浴德於芹泮，發祥於黌序者乎。年來變亂多，故廟貌傾圮，甚非所以崇先聖重文教也。是宜修整重新，聿昭輪奐。庶登絃誦之堂，而講易陳詩，循瞻拜之儀，而依仁據德，不亦休歟。爲此牌仰該司照依牌内事理，即便會同提學道轉行查勘廣州府學、南海縣學、番禺縣學，速查殿廡宮墻，分別工程，其動用錢糧，從實估計，逐一冊報。候本院首倡捐助及各司道府縣協力捐助，諒有同心，擇吉興工程匠料材，即行修理，立限報竣，務使廟貌光輝，興崇學校，亦見該司道留心人文治行之善政也。查藩司事務殷繁，應否轉委一道專董料理，以速成功。其學宮圖式、碑記各取一本，同估修起工緣由報察，毋違。

康熙二十二年七月　日

語釈

庠序…地方における学校。

學官…学校の房舎、あるいは学校のことをさす。

儀型…のっとる、手本とする。またはのり、手本、法式。儀刑に同じ。

越臺…越王台。今の広州市越秀山にある。前漢の南越王趙佗によって築かれた。

菁英…精華、精英。

陳湛…陳献章、湛若水のことか。陳献章（1428-1500）は字公甫、石斎、碧玉老人などと号す。白沙に居したので陳白沙とよばれる。広東新会県の人。正統の挙人。呉與弼に学び、明代心学の先駆けとなる。著に『白沙文集』がある。湛若水（1466-1560）は字元明、号甘泉。広東増城の人。官は南京国子監祭酒より吏部、礼部、兵部尚書を歴任す。初め陳献章に学び、王陽明と親交を深めそれぞれに宗旨を立てる。『二礼経伝測』『春秋正伝』などを著す。

崔梁…不明。

芹泮…泮芹。古代の学宮における秀才。『毛詩正義』巻 20、魯頌、駉之什、泮水「思樂泮水，薄採其芹。」鄭玄の箋に「泮水，泮宮之水也。天子辟廱，諸侯泮宮。言水則采取其芹，宮則采取其化。」とあり、孔穎達の疏に「正義曰；僖公能脩泮宮，為宮立水，水傍生菜，宮内行化。魯人言己思樂往泮宮之水，我欲薄采其芹之菜也。既采其菜，又觀其化。」とある。

黌序…古代の学校

輪奐…建物が巨大で華美なさま。

絃誦…弦楽を配して歌うことを弦歌といい、楽なく朗読することを誦といい、あわせて絃誦といった。後に広く授業、誦読のことをいう。

瞻拜…参拝。
提學道…各朝代に地方の学校行政を統括する官司が置かれていたが、明代には儒学提挙司が置かれ、正統 6 年に学校行政を管轄する官として提学道、あるいは提督学政が設置され、按察使、副使、僉事が充てられた。清は明制にしたがって各省に督学道が設置され、その長官を提学道とよんだが、雍正 4 年にそれぞれ提督学院、提督某省学政（簡称学政）と改称した。総督、巡撫と平行して一省の学政と考試を司った。
匠…治理。
藩司…布政使司。この時の布政使は郎廷枢。郎廷枢は奉天遼東の人。

考察
　孔廟修築の事例。年来の変乱によって孔子廟が荒廃したことを指摘し、布政使を通じて提学道に調査を命じ、広州府学と附郭の南海・番禺両県とにその実際の荒廃状況に応じて工程と予算を立てさせ、各関係官衙の協力をえて修築することを命じた。
　孔廟修築の背景には、清朝による広東征服によって広州城内に軍隊が駐屯し、学校施設がその駐屯地とされる状況。撤藩後も八旗の兵隊が引き続き駐屯していたが、治安の回復とともにその整理がはかられた。ただし、この時期にはいまだ完全には回復をみず、乾隆期にも引き続きその整理が行われた。一方で、この学宮復興の方針の下、多くの書院、義学が設置されることとなった。

『撫粤政略』巻七、奏疏、「粤東缺官就近選補急限赴任疏」

粤東缺官就近選補急限赴任疏

題爲粤東缺官甚多，需員甚急，請敕就近銓補，亟催赴任，以無誤職守事。

竊惟朝廷設官置吏，正印有民社地方之責，雜員亦有分猷佐理之司。矧粤東遠處天末，缺官甚多，兵燹之餘，需員尤亟。往者部銓各員，止以道路遙遠，雖經補授，曠日持久，懸望不至。大凡官職之中，無論陞遷事故，必得署攝接理之人。臣蒞事後，盡革從前逆藩時濫委諸弊，所以每遇缺出查一，相應委署就近兼攝之員，已難其人。今值計典之際，甄汰參處而外，復有事故丁憂等項，現在共計缺官一百零五員，部臣自必按期銓補。但所選之人，或係京師除授，或從遠省推陞，迢遞耽閣，動輒經年。非懸缺以待新官，則攝理勢難兼顧，以致錢糧無官征比，欽部事件無官審理。一切奉查通緝、取結由單等事，無不曠廢躭延，欽部定限每每因此遲悞矣。臣請皇上敕部酌議，將粤東缺官，請允就近省分選補，仍嚴立定例。但係補授粤省新任官員，無分現在京師、直省各處地方，俱于文憑尅定急限日期，勒令星馳受事，不許稍逾時日，違者作何議處。如此則新官不致觀望逗遛，而地方庶職咸得人料理矣。臣非不知銓政原有一定之例。但粤東海疆地方，距京師八千餘里，每每選官，經年不任，貽悞甚大。臣從地方起見，除將布政司造報各官員缺清冊送揭吏部外，臣謹會同兩廣督臣吳　　合疏具題。伏乞皇上睿鑒，敕下該部議覆施行。

康熙二十一年十二月　　日。

語釈

缺官…官員の欠員

分猷…分謀、分管

部選…吏部の銓選（籤引きによる官員の選定）

曠日持久…１、長い間にわたってむだに月日を過ごす。２、長い間引き延ばしておく。

署撮…官員の代理をすること

計典…3 年に一度行われる官員の人事考課である「大計」のこと

参處…弾劾処分する

除授…官員任官資格を有する者に初めて官職を与えること

懸缺…まだ後任の決まっていないポスト

撮理…代理

通緝…全国指名手配する

取結…地方官の証明文書を受けとること

由単…賦税額数の証明書

文憑…官の割印が押してある公的文書

員缺…ポスト

両廣督臣呉…康熙二十一年（1682）の両広総督は呉興祚

考察

　三藩の乱の善後策のため、広東では都市や農村において官員主導の復興が不可欠であったが、北京から遠いという理由で新任の官僚が赴任しない事態が続出した。そのためこれまでは広東省内の現任の官

僚による兼務・代理という形で乗り切っていたが、空きポストが 105 もあり、徴税・裁判の執行もままならない。そのため、近隣の他省から官員を異動させる命令を中央（皇帝・吏部）から発してもらうように要請した。

『撫粤政略』巻二、奏疏二、「覆花縣建立城垣等項物料銀數疏」

覆花縣建立城垣等項物料銀數疏

題爲嶺南之積盜甫清等事。康熙二十五年四月十二日，據署廣東布政司事督糧道參議汪震元稱：「云云。」等因到臣。據此，除將該縣到任日期及生員姓名、里甲戶口全書各冊造報，另送各該部查核外，該臣看得新設花縣城垣、廟宇、衙舍，經臣會疏具題，部覆：「止開城垣周圍、高厚丈尺，未開明需用物料、匠夫細數，不便遽議。應令分晰造冊具題再議。」等因。行據布政司呈稱：「花縣城垣、學宮、廟宇、衙舍、營房，喚匠估計木料、石磚、灰瓦價值，匠夫工食，經臣等嚴加核減，尚計需銀五萬九千七百一十九兩零，但縣係新設，且建立萬山之中，一切物料俱始創築造，工程實屬浩大，所用銀兩不敢請動公帑，應照部議勸輸，加以鼓舞。請勅部酌定，如有文武官員、紳衿士民，不論本省外省，有輸捐若干者，作何敘錄獎勵。候部定議遵行。」但今二十五年錢粮即於花縣起徵，其城垣、衙舍修造宜速，若耑候捐輸，遲延難濟，相應於藩司庫內先借二萬兩給發興工，完日補還。至於知縣王永名初蒞三水，民刁賦抗，最稱難治。永名整頓有方，著有成績，今議調補花縣，實係需才。雖仕不辭難人臣之義，然舍見在成熟之三水，而就開闢荒蕪之花縣，不從優拔擢，何以鼓勵將來。并懇皇恩，勅部**查**照臣等前疏議覆，以示優異，合併聲明。既據該司**備**造物料、匠夫細數冊呈詳來，除將冊送部查核外，臣謹會同兩廣總督臣吳合疏具題。伏乞勅下該部迅議履行，臣等遵奉施行。

康熙二十五年四月日

語釈

花縣：県名。清、置く。広東省広州市の北、楊村江の西。

督糧道：糧道。軍餉を掌る道官。

參議：明、置く。布政使参議。冊道督糧道文守道の類を監督す。清の中葉に至って廃す。

造冊：帳簿や統計文書をつくる。

部議：～部の意見・議。

敘錄：次第を立てて記録する。

給發：交付、渡す。

三水：県名。漢の番禺・四会二県の地。明、三水県を置く。広東省番禺県の西。県内で西江・北江が合して一水となり、両江と併せて三水となるに因って名づく。

議覆：部議を定めて覆奏すること。

聲明：言明。

考察

康熙二十四年、盗賊排除のために、広東の花山地域で「花県」を新設することが決定され、新県の設置に合わせる一連の準備作業の中で、本題本が作成された。題本の内容を四つに分けることができる。まずは、今までの城壁など建築物の予算問題について、布政使から必要とする材料・人件費の予算の編成を要求されたことを皇帝に報告した。つぎに、戸部は築城に関わる経費の募集を、官・民による献金と許可したことに対し、布政司が献金者に対する具体的な見返りを要求することを皇帝に上奏した。第三に、李士楨のオリジナリティーな意見として、献金調達の遅延が工事進行の妨げにならないように、布政司金庫からの一時的資金の貸付をお願いした。第四に、荒涼たる県に赴任する官僚の今後の昇進を優遇するように皇帝に申し上げた。

『撫粤政略』巻四、符徵二、「修復層樓」

修復層樓

爲請復會城鎮海之樓，以興粤東太平之運事。案據布政司會詳稱，奉本院批，據闔省紳民黄鶴僊、鄭際泰等陳前事，内稱北城上五層樓爲廣城雄大主星，伏望修復等情。奉批，仰布政司會同在省司道，確議通詳報奪。奉此，隨該本司會同按察司、督糧道、驛鹽道、廣南韶道、督學道、都司，會看得會城北樓傾圮，災變頻生。今紳民公請重修，蒙憲批司會議，查青鳥之術儒書不載，然天地闔闢至理不離五行。粤稽會城自東北羅浮起，祖由艮轉亥，逶迤而至越秀，百折千盤。其勢弘麗。然不從入首豎起高大星體，難以制遠，因於坎位特建高樓。坎位屬水，最喜金生。今樓得六白，以生之，地方安得不殷富人材，安得不傑出乎。逮此樓廢則金衰而水涸，兼以壬子十二年土運向之。生者一旦受剋，其爲民生困頓，所不待言。今幸甲子上元，正逢一白，主運物以人興。除所需工料等項浩繁，亦必官民樂輸，諒無不踴躍趨事也。緣由到院。除批發外，又據該司呈稱，奉總督部院吳批，仰候撫都院批示，繳。合就錄報等因前來。據此爲照，省會巨郡北城之上，舊日建有五層高樓，爲全省福星。蓋因山高海闊，非得雄大主星，難以鎮服四遠。先據闔省紳民聯名呈請修舉，又據司道會議僉同，有裨會城眾論允協。但事關省會風水形勢，當經咨准將軍覆咨允協，擬合行知。爲此牌仰布政司照依事理，即便移行在省司道各衙門，一體查照施行。

康熙二十四年三月 日

語釈

鎮海之樓…鎮海楼。一名望海楼。広州府城北門にあり、明洪武 7 年、朱亮祖によって築かれる。度々災禍に見舞われ、成化、嘉靖、順治にそれぞれ重建される。現在は広州博物館として建物が用いられている(『広州城坊志』巻 2)。

公請…共同で要請する。

青鳥…青烏に同じ。風水のこと。

羅浮…山名。広東省、東江北岸に位置する。晋の葛洪がこの地で修行し、道教では第七洞天と称される。

艮…東北。

亥…北西やや北寄り。

逶迤…曲がりくねって進むさま。

越秀…越秀山。

豎起…立てる、立ち上がる。

坎…卦名。八卦の一。坎は険難を象徴し，水を代表し，北方の卦を為す。

六白…風水にいう九星の一。五行では金を表す。

壬子十二年…癸丑の誤りか？壬子にあたるのは 11 年。

幸…「幸」か。
甲子上元…陰陽五行において 60 年を一甲子とし、180 年を一周とした。そのうち最初の甲子を上元と称した。
諒…まことに
趨事…仕事、事業。
總督部院吳…呉興祚。康熙 20 年、福建巡撫より両広総督となるも、同 28 年、鼓鑄不実なるをもって黜官さる。
僉同…一致賛同。
允協…一致する。
將軍…広東提督許貞。許貞、字藎臣、福建海澄県の人。初め鄭氏の将となるも、清朝に下り、左都督に任ぜらる。三藩の乱に際して軍功をあげ、江西提督となる。康熙 21 年、広東提督となり、34 年卒。少傅を贈られ、祭葬を賜る。(『清史稿』巻 257)

考察

広州府城北門、鎮海楼重建の事例。広東省紳民よりの請願を受け、布政司より詳文を受けた広東巡撫李士楨は布政司、按察司など関係各所に指示し、合議させ、風水において重要であることから重建を決定した。

鎮海楼は乾隆『広東通志』巻 53、古蹟志に「鎮海楼。在城北。明洪武初、永嘉侯朱亮祖建。樓五層、高八丈許。矗立雲漢、俯極四陲、嶺南竒觀、此爲最焉。國朝康熙二十二年、巡撫李士楨重建。」とあり、また『広州城坊志』巻 2 に引く『粤東詩海』黄河澂「葵村集詩序」にも「康熙癸亥、当事疏請藩屋還民、凡諸古迹名勝、缺而弗治者、皆以次挙復、而斯楼其首也。」とあり、その重建をいずれも康熙 22 年のこととする。また、『白雲粤秀二山合志』には「国初、平藩煽乱、楼廃為平地。巡撫李公士楨既遷復官署民居於内城、復建斯楼。経始於康熙乙丑、閲三年而成。」とあり、康熙 24 年に開始し、27 年に完成したとする。

『撫粤政略』巻三、符檄、「課士觀風」

課士觀風

爲觀風事。照得,嶺南山海奥區,中古賢材輩出。近則文明光賁,且與伊瀍齊魯,並駕同驅矣。本院叨任巡撫,例得采風蒞事,半載以來,祗緣案牘芬紜,未暇課文講藝。今值冬餘時候,擬合循例舉行。除各府州縣學已行各道,轉行各府州縣印官暨儒學教官,遵照委考去後,所有省城三學合行考試,為此牌仰該府官吏,照牌事理,即便轉行各學教官,一體遵照。將該學內文行兼優青年、有志生員、及就籍肄業之國學諸生,分別某某學,俱聽報名赴考。若儒童文學精通者亦准酌量附試。仍嚴飭各教官,如諸生內有先經考試,劣黜或緣事除名者,務須查明不得濫冒溷報。其文字俱以醇正典雅為貴。該府即出示曉諭,各學諸生及各縣儒童報名投卷,照例編號,彌封造冊,申送本院,聽候示期親考,校閲批評,分別等第,出案激賞。其合用供給等項,酌量辦給,報銷以憑。本院捐資撥發施行。

康熙二十一年十一月　日

語釈

奥區＝深奥之處

光賁コウフン＝犹如光。賁は物のさま。

伊＝河の名。伊川。河南省を流れる川の名。程頤の号。

瀍テン＝瀍は河の名。瀍河、瀍水。源は河南省孟孔津県の西北の任家嶺。洛水に入る。『書経』「禹貢」に「伊、洛、瀍、澗、既入于河」とある。

瀍洛＝瀍水と洛水。「我又卜瀍水東亦惟洛食・今洛陽也。将定下都遷殷頑民〇按以洛邑對鎬京、言洛為東鎬為西平王。以後稱東周者洛邑王城也。以王城對下都言下都為東王城又為西敬王以後稱東周者下都成周也成周在王城之東四十里漢為河南郡所治雒陽縣王城漢為河南縣臣召南」

→瀍水は洛水とともに王城の土地。

齊魯=齊は周の太公望呂尚が建てた国。今の山東省一帯。魯は周の武王の弟、周公旦が封じられた国。都は曲阜。孔子の生国。

→儒学の聖地。

駕＝乗る、のりこなす。

駆＝はせる、はしる。

→最近、嶺南は、文明は光のごとくかがやき、かつ伊、瀍、斉、魯と並んで同じ車に乗り、疾駆している。

叨トウ＝かたじけなくも。たまわる。

采風＝谓采集歌谣。采风问俗=采集歌谣,访问风俗。→民情を調べる。

棼紜フンウン＝棼はみだれる、いりみだれる。紜はみだれる。

課文=読書を促し、文章を作らせる。講藝＝六芸を講論する。

冬余= 右と同じく、冬の休みの時期をいうであろう。　　冬闲=指冬季农闲。
候擬＝候はまつ。擬ははかる。
印官＝明清制度,从布政使到知州,知县等各级地方官皆用正方印,故称正印官,印官。
遵照=遵从,依照。
去后=以后。
事例=事物的道理,事情,事项。
溷コン＝みだれる。まじる。
投卷=右よりして、受験者の答案の巻物であろう。　　卷=试卷。案卷,档案。
编号=按顺序编排号数。
弥封=把试卷上填写姓名的地方折角或盖纸糊住,以防止舞弊。
听候=注意等候。
案=官府处理公事的文书,成例或狱讼判定的结论等。
→時期を示してみずから答案を調べ、校閲批評を加え、合格の順番を決めて、成績の結果を出し、激賞するのを注意深く待て。
供给=以物资,钱财等给人而供其所需。
报销=把领用款项或收支帐目开列清单,报请上级核销。
省城三学＝広州府学、南海県学、番禺県学。府学は内城にあり、文明門の向かいに位置する。南海県学は府城西南隅にあり。番禺県学は府城東門内にあり。

考察

康熙十二年から十三年にかけて、呉三桂、耿精忠等、清朝に反逆。康熙十六年までにほぼ平定。この間、広西の反乱軍馬雄らが来襲、また広州府新会県の土賊李山官七、沿海部の海賊らによる反乱が頻発。（光緒五年刊『広州府志』巻八十、前事略）

康熙二十一年正月十九日、朝廷では、呉三桂、耿精忠等の反逆罪を議論し、処分を決定。（『清実録』巻一百）。

康熙二十一年五月、李士楨は「撫粤条約」十六条を発布（『撫粤政略』巻五、文告）。広東を統治するに際しての政策を公布したもの。その一つが文教政策である（「端士習」など）。「課士觀風」はその半年後に公布されており、文教政策の一環として位置づけられる。とりわけ省城三学つまり府学、南海県学、番禺県学の学生を対象とした考試を重んじているところが注目される。

『撫粤政略』巻四、符徵二、「諭平治嶺路」

諭平治嶺路

爲飭修嶺路事。照得海豐縣羊蹄嶺爲廣東省要道，懸崖峭壁，聳拔千尋，山路崎嶇，傾仄百折。往來經此者，莫不攢眉蹙額，如歌「蜀道之難」。若値陰雨泥濘，荒山野徑，苦無棲避之所。本院前因巡海之役，躬歷其地，目擊形勢，深爲扼腕，恨不能借巨靈一臂。更思此道乃廣、惠、潮以達八閩咽喉，商(商)旅郵傳絡繹不絶，似此險阻難行，不特行旅咨嗟，倘遇緊急機務，耽遲時日，貽悞非細。亟當區畫捐修，爲百年開此康莊也。合行査議委修，爲此牌仰惠州府官吏照牌事理，即便轉檄該縣，速將嶺路上下處所修治寛平，其扁窄處，將山根開闢，斗絶處用土塊培塡。濶以八尺爲度。荊莽蔽塞，盡行剷伐，鋪以石版蹬級，於絶頂建凉亭一座，使行人休息，就陰避雨，咸得託足焉。其上原有觀音庵、關帝廟，因年久廟貌傾頽，不蔽風雨，一併修整裝飾堅固，以妥神靈。仍募僧看管，兼司施茶濟渴，則又涓滴皆甘露矣。該府縣須悉心經理，務使鳥道羊腸，變爲周行大路，所藉諸賢共成盛舉，爲不淺也。工竣之後，將在事人員姓氏勒之貞珉，用(永)垂不朽。仍將工料價値數目估計若干，先行具報，以憑捐貲給發。慎勿遲延。

康熙二十二年九月　日

語釈

羊蹄嶺：広東省海豊県赤石鎮と梅隴鎮の境にある山脈。その険しい道取りから、「羊蹄嶺」と名付けた。

蜀道之難：李白の詩「蜀道難」を指す。四川の山道に登る危なさとその山道の険しさを歌う唐詩である。

巡海之役：三藩の乱（1673-1681 年）を指す。

巨靈：伝説の中の河神の名。力持ちで華山を開けた。

咨嗟:ため息をついてなげく。

貽悞：暇どって遅くなる。

康莊：八達かつ平坦な道。

八尺：およそ三尺が一メートル。そのため、ここの八尺の道幅は 2.7 メートル弱。

貞珉：石碑のこと。

捐貲：個人あるいは団体が出資し、公共事業を援助すること。

考察

本「諭」は、広東巡撫である李士楨が恵州府の海豊県に、近隣する羊蹄嶺の山道（官路）

を平坦に修繕するように下した下行命令文書である。工事する理由には、当該山道がその駅伝や旅人の往来にとって不便であることが挙げられた。さらに、工事に必要な資金は主に非公的機関からの献金によるものと推定される。興味深いことに、山道を舗装する際、李士楨は地方官の立場から、観音庵と関帝廟をも修繕するように指示を出した。また、本文書で提示した、民間あるいは個人より募った資金を、府県が作成した予算を基にして、工事の現場に交付し、最終的には寄付者の氏名を現地の石碑に刻む、という一連の処理方法は、清代において公共事業を推進するときの典型と考えられるだろう。

『撫粤政略』巻三、符檄一、「飭禁夜行」

禁津渡勒抽

爲飭查事。照得津渡口岸把持私抽，屢奉嚴旨禁革。本院又經申飭在案。今聞瓊海各處口岸渡船多有營官防弁羅布兵丁，私抽横勒。每遇渡夫裝載人貨，所得渡錢一兩，既要抽取七八錢不等，渡夫止得十分二三。且多索行人渡錢，致有掯阻濡滯之弊。此係廢藩時黨棍妄行之事。不意身為朝廷職官，縱容悍兵違旨犯禁，一至於此，眞不知有法紀矣。至于渡夫攬載，應將船內篷桅緋纜等物製備完全，收拾堅整，方能利涉大川，免生不測，今聞船上緋纜櫓槳等項器具亦皆缺少朽壞，任風飄泊，商旅大恐，似此大海危險之處，倘有飄溺禍患，關係匪輕。合亟飭查，爲此牌仰該道，照牌事理，即便親詣港口津渡處所，將渡船逐一點驗，如有篷緋纜索槳櫓等件不齊不整者，嚴責渡夫製辦完整，務使濟渡無虞。如有玩違，即行懲處。仍查是何汛防營弁縱容兵丁勒抽，因而貽害行旅，將職名情由據實開揭具詳，以憑參拿重處。自禁之後，不許多索渡錢。亦不許弁兵仍前把持抽索分毫。該道仍嚴行地方官申飭咸知，一體查禁，并大書刻堅木，榜于各渡頭禁約，曉諭該道仍不時親詣查點，必使積弊盡除，行商無阻。如或稽禁不嚴，待本院續有訪聞，定行一併參處不貸，取具遵依報查，毋違。

語釈

申飭 …譴責、叱責。

瓊海…瓊州海峡か。瓊州・雷州の間。

防弁…巡防弁兵の略か。弁兵は下級兵官。

羅布…羅列分布。

掯阻…阻む、遮る。

篷…①車や船を覆う天蓋。②帆③船

桅…帆柱

緋…長い。

纜…船を繋ぐもやい。

槳…舵。

利涉…順調に渡河する。

懲處…懲罰、処罰。

榜…たてふだ。

不時…随時。

不貸…容認しない。

遵依…その通りに従う。

考察

　渡船に対する官員の不正徴収と、渡船整備の不備に関する取り締まりの事例。瓊州海峡の

各港において人や物を運搬する渡船に対し、監視に当たる官兵が渡し賃の七八割にもおよぶ高額を不当に徴収し、時には海域を往来する人々に対し、自ら通行料を要求していたことに対し、その厳禁を命じている。李士楨はこのような不法の横行を三藩撤廃時の混乱の余塵によるものとする。

また、官員から徴収される立場の渡船も整備不良のものが横行していたため、行旅に危険が生じていることを指摘し、渡船に対する検査の厳行を関係官署に指示している。劣悪な装備の船舶しかもたない渡船業者が多く参入していたことは、この海域の往来の盛んさを示すものといえよう。

『撫粤政略』巻五、文告一、二十九葉表―三十葉裏、「撫粤条約，汰冗役」

一，汰冗役

衙役有額定之經制，居官以剔蠹爲精明。屢奉嚴旨通行，節准部科條奏，盖冗濫有禁，惟恐其陽奉陰違也。失察有叅，惟恐其厲民害政也。近日各衙門吏書、皂、快等役，有一役而數名朋充者，有私增而巧立名目者。攬權壞法，任狐鼠之成群，承票賣差，縱虎狼而飛食。更有先經訪拿奉革而夤緣復入者，亦有年久更易名姓而營窟戀羶者。改換頭面，固不拔之根基，援引弟男，爲傳流之衣鉢。此皆滋弊養姦之甚者也。夫木必先腐也，而後虫蝕之。官必先憒也，而後蠹叢之。故衙役之冗濫，縱容而不能覺察者，則其人平日之當官行政亦可槩見矣。今自司道下至府廳州縣首領、佐貳、衛所各衙門吏書、皂、快、門役等項，務須遵照經制，逐一嚴查。如有副役朋役曾經緣事革逐，與更改名姓，作奸犯科之人，盡行汰除，仍將汰過人役姓名造冊報院。其現在應役者，取具互結，并造供役歲月、年貌、籍貫清冊，另文呈賫，以憑稽考。如多收一名濫用一役，事發之日，除本犯嚴拿重究外，定將本官以縱蠹叅處，決不姑貸。

語釈

經制…統治の制度。

剔蠹…悪質な小役人を除く。

失察…上官の下官に対する監督不行届。

叅…弾劾。

吏書…胥吏。

皂、快…皂は刑を執行する吏役。快は本来は公文書を伝達する吏役。後に犯罪人の逮捕を行う吏役。

朋充…ぐるになってごまかし欺き、本物に見せかける。

狐鼠…地位が低くずるがしこい役人のたとえ。

承票賣差…書きつけを受けとり、役人の地位を売ること。

夤緣…縁故を利用して地位を上昇させる。

衣鉢…伝承されてきた悪い思想や学問、技能など。

互結…官庁に差し出す２人以上の連帯保証書。

考察

康熙二十一年（1682）五月に出された「撫粤条約」の一節。当時の広東省治下の各衙門には、多くの吏役がおり、その中には非正規であったり、かつて罷免されたが縁故によって再入庁したりする者も存在した。これまで禁令を出しても効果が無く民衆や為政に悪影響を及ぼしていた。そのため李士楨は布政使・按察使以下、州県、また衛所に無駄な吏役がいないかを調査させ、巡撫への報告を義務づけるとともに、今後も違法な吏役の雇用がないようにさせた。

『撫粤政略』巻六、文告二、「申明賞罰」

申明賞罰

爲申明賞罰之令，以清盗源事。照得粤地山海交錯，自逆藩僭竊以來，民遭荼毒，隱身不義，或勾通海島，或嘯聚山林，刼掠鄉村，殺擄男婦，在在見告。自本院下車以來，開誠招撫，加以兵威。如番、從等縣之花山，會、寧等縣之官田，東莞之稍潭、深涌，惠、潮之八鄉、三堡等處，素號姦藪。當經本院會商督院、提督，撫剿並施，虔劉巨魁外，多有投首來歸者，予以自新。但伏莽既久，餘孽尚繁。必須盡絶根株，永安黎庶。茲特懸賞罰之格，俾逋盗藏身無地。合行出示曉諭。爲此示諭撫屬官吏、紳衿、兵民人等知悉。凡有積年爲盗，見今潜匿山林，逋逃川澤，不知悔禍投誠，心懷叵測者，許附近地方兵捕，里甲協力挨搜拿解。如獲眞正積賊一名至五名者賞銀十両，十名以上者賞銀二十兩，以次遞加。仍將本犯無主賍物，一併給犒。見今保甲之法甚嚴，倘通同隱匿，即以窩家連坐論罪。若夥黨能棄邪歸正，擒賊舉首者，前罪盡釋，激賞如例，就便安揷得所。但不許挾仇詐害，誣衊良民。如違反坐以死。各宜凛遵，本院言出必信，斷不爾欺。特示。

康熙二十二年二月　　日

語釈

逆藩……三藩の乱。

荼毒……非常に苦しめ，虐げること。

番從……番禺県と從化県。

花山……地名。

會寧……四会県と広寧県。

官田……地名。

稍潭……地名。

深涌……地名。

惠潮……恵州府と潮州府。

八鄉、三堡……地名。

伏莽……潜伏する匪賊。

餘孽……残党。

心懷叵測……心底測りがたい。

賍物……盗品。

反坐……偽証や誣告で人を罪に陥れた者が同じ刑を受けること。

考察

三藩の乱のあと，その残党が広州近くにまだ多く存在していた。そのため李士禎は懸賞金を出すなどして残党の討滅を図り，広州近隣及び広東省下の治安維持に努めようとした。